

使用料徴収手続の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容							
泉佐野保健所	行政財産使用許可に係る使用料の徴収事務において、平成28年度分について、使用開始の前日（平成27年度末）までに使用料を徴収していないものがあった。					<p>行政財産使用料の徴収について、今後は法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【行政財産使用料条例】 （納付の時期） 第4条 使用料は、使用開始の前日に全部を納入させなければならない。ただし、特別の理由があるときは、使用開始の日以後にその全部又は一部を納付させることができる。</p> </div>	<p>行政財産使用料の徴収については、今後、行政財産使用料条例に基づき、早めの納期限設定や督促を実施し、また、行政財産使用料収納確認票を作成し、収納状況を管理するなど、適切な事務処理に努めることとする。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>許可期間</th> <th>許可数量</th> <th>金額（円/年）</th> <th>納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信事業法による第一種電気通信設備設置のため</td> <td>平成25年4月1日から平成30年3月31日まで</td> <td>共架柱 1本 電話ケーブル</td> <td>1,500</td> <td>平成28年4月28日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	許可期間	許可数量	金額（円/年）			納付日	電気通信事業法による第一種電気通信設備設置のため	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで	共架柱 1本 電話ケーブル	1,500	平成28年4月28日	
使用目的	許可期間	許可数量	金額（円/年）	納付日										
電気通信事業法による第一種電気通信設備設置のため	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで	共架柱 1本 電話ケーブル	1,500	平成28年4月28日										

監査（検査）実施年月日（事務局：平成28年12月6日）